

☆求人情報提供書を作成するときの注意点☆

1・業務内容は詳細に！！

○仕事内容のイメージがつきやすいよう、初めての方でもどんな仕事か想像できるようにしましょう。

2・年齢制限を設けた募集はできません

○労働者一人一人に対し、平等な働く機会が与えられるよう「例外事由」に該当する場合を除き、労働者の募集・採用の際には、年齢を不問としなければなりません。 ＊「例外事由」につきましては、お尋ねください。

3・男性だけ、女性だけの募集はできません

○男女雇用機会均等法では性別による差別的扱いが原則禁止されています。＊法律の適用が除外される場合もあります。

禁止募集例

- ① 「男性5名、女性10名」等男女採用予定数を明示しての採用、または男性（女性）の選考を終了した後で男性（女性）の選考をすること。
- ② 営業マンやウエイトレスなどの性別を表す職種で募集すること。
- ③ 形式上男女を募集しているが、募集の受付は男性（女性）のみとすること。

4・最低賃金を下回らないこと （毎年10月頃見直されます。）

○北海道の最低賃金は**時給1,010円**です。これを下回って、雇用することはできません。

＊都道府県ごとに定められています。また、業種によっては特定（産業別）最低賃金も別途定められています。

5・就労時間を守ること

○労働基準法では、労働時間を1日8時間、1週間40時間となっており、原則この時間を超えて労働者を労働することはできません。

＊時間外労働は労働基準法第36条に基づく時間外および休日労働に関する労使協定（36協定）を締結し、合わせて労働基準監督署への届出が必要になります。

6・労働保険の加入

○農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務付けられています。

労災保険

学生アルバイトや日々雇用される者など、すべての労働者が労災保険の対象となります。

雇用保険

次のいずれにも該当する方が被保険者となります。

- ・1週間所定労働時間が20時間以上であること。
- ・31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。

（ただし、65歳以上の方、日労働者、季節労働者および昼間学生等はこの限りではありません。）

他にも法律、ルールがあります。それらを守り適正な求人を行いましょう。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

<<お問い合わせ先>>

〒049-1392 松前郡福島町字福島 820 番地

福島町役場産業課商工観光係

福島町無料職業紹介所

T E L : 0139-47-3004 F A X : 0139-47-4504